（海技試験の筆記試験の一部免除）

第五十三条　第二十一条に掲げる種別の海技試験（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験を除く。）の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第四項の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める試験科目については、筆記試験を行わない。ただし、筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して三年を経過する場合は、この限りでない。

一　筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験と同種別の海技試験

基準点に達した試験科目

二　次の表の上欄に掲げる海技試験　同表の下欄に定める海技試験のうち基準点に達した試験科目（機関に関する科目（その一）を除く。）

二級海技士（機関）試験	内燃機関二級海技士（機関）試験
内燃機関二級海技士（機関）試験	二級海技士（機関）試験
三級海技士（機関）試験	内燃機関三級海技士（機関）試験
内燃機関三級海技士（機関）試験	三級海技士（機関）試験
四級海技士（機関）試験	内燃機関四級海技士（機関）試験
内燃機関四級海技士（機関）試験	四級海技士（機関）試験
五級海技士（機関）試験	内燃機関五級海技士（機関）試験
内燃機関五級海技士（機関）試験	五級海技士（機関）試験
六級海技士（機関）試験	内燃機関六級海技士（機関）試験
内燃機関六級海技士（機関）試験	六級海技士（機関）試験

2　（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～二の二　（略）

三　高等学校又は中等教育学校を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者にあつては、練習船（総トン数百トン以上の漁船とする。以下この表において同じ。）の運航	実習又は船舶の運航	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者にあつては、練習船（総トン数百トン以上の漁船とする。以下この表において同

（海技試験の筆記試験の一部免除）

第五十三条　第二十一条に掲げる種別の海技試験（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験を除く。）の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第四項の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、当該海技試験と同種別の海技試験に限り、その基準点に達した試験科目については、筆記試験を行わない。ただし、筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して三年を経過する場合は、この限りでない。

2　（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～二の二　（略）

三　高等学校又は中等教育学校を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は船舶の運航	（新設）